

ママ・パパ・リフレッシュ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援しようという社会的気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域社会に支えられている」「子どもを持って良かった」と実感できる社会づくりを進めることを目的とするママ・パパ・リフレッシュ事業を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフレッシュ事業 育児中の母親又は父親が、協力店舗、施設、企業等において、自己の申出により、リフレッシュできる特典を受けることができる事業をいう。
- (2) 協力店舗等 リフレッシュ事業に協力し、申出により利用者に特典を提供する店舗、施設、企業等をいう。
- (3) 特典 リフレッシュ事業の協力店舗等で任意に定めたサービスをいう。

(普及啓発)

第3条 県は、リフレッシュ事業の趣旨を市町村、県民及び店舗・施設・企業等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) ホームページ等を通じて、リフレッシュ事業についての情報提供を行うこと。
- (2) 店舗、施設、企業等に対し、リフレッシュ事業への協力を依頼すること。
- (3) 本事業全般の運営及びその見直しに関すること。
- (4) その他本事業を推進するために必要なことを行うこと。

(協力の手続き等)

第4条 リフレッシュ事業に協力しようとする店舗、施設、企業等を営む者は、店舗等ごとに様式第1号による登録申込書により、県に申し込むものとする。ただし、複数の店舗等を有する事業者の場合は、事前に県に相談の上、まとめて申し込むこともできるものとする。

- 2 県は、前項の規定による申込みを受けたときには、所定の様式により公表するものとする。
- 3 協力店舗等を営む者は、第1項の協力申込書の内容を変更しようとするとき又は協力を廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第2号による変更・廃止届により、県に届け出るものとする。

- 4 県は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を公表するものとする。
- 5 特典内容が違法な場合等には、県は協力申込みを拒否あるいは取り消すことができる。
- 6 県は、登録された協力店舗等を営む者又は協力店舗等が法令に違反したとき、その他協力店舗として適当でなくなつたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。

埼玉県福祉部少子政策課 行

下記のとおり、ママ・パパ・リフレッシュの協力店舗・協力施設として申し込みます。

店舗、企業等の名称 (代表者名)	※代表者氏名は公開されません		
主たる事業			
区 分	買物 飲食 遊び 教育・習い事 理容・美容 金融 自転車 自動車 住宅 写真 宿泊 公園 公共施設 公共交通機関 その他 ※ いずれかに○を付けてください。		
ママ・パパ・リフレッシュのサービス内容 〔留意事項があればご記入してください〕	〔留意事項〕		
託児 〔「有」の場合は、料金欄、対象年齢欄、利用条件欄をご記入ください。〕	有	料 金	有料 () 無料
		対象年齢	
		利用条件	
	無		
所在地	〒		
電 話			
F A X			
電子メールアドレス			
営業時間			
定休日			
ホームページ URL			
店舗、企業等のPRしたい内容			
備 考 (公開されません)			

※ ホームページでの掲載を希望しない項目がある場合はご記入ください ()

【担当者連絡先】(公開されません)

所 属		氏 名	
電 話		F A X	
郵便番号		住 所	
電子メールアドレス			

様式第2号

ママ・パパ・リフレッシュ 登録内容変更・廃止届

年 月 日

埼玉県福祉部少子政策課 行

【届出者】

店舗、企業等の名称 (代表者名)	
所在地	
担当者	
電 話	

1 登録内容を以下のとおり変更したいので届け出ます。

(1) 変更の時期 _____ 年 月 日

(2) 変更の理由

(3) 変更の内容

2 登録を廃止したいので届け出ます。

(1) 廃止の理由

(2) 廃止の時期 _____ 年 月 日

※ 該当する事項のみ記入してください。

※ 特別の事情がない限り、変更・廃止の1か月前までに届け出てください。